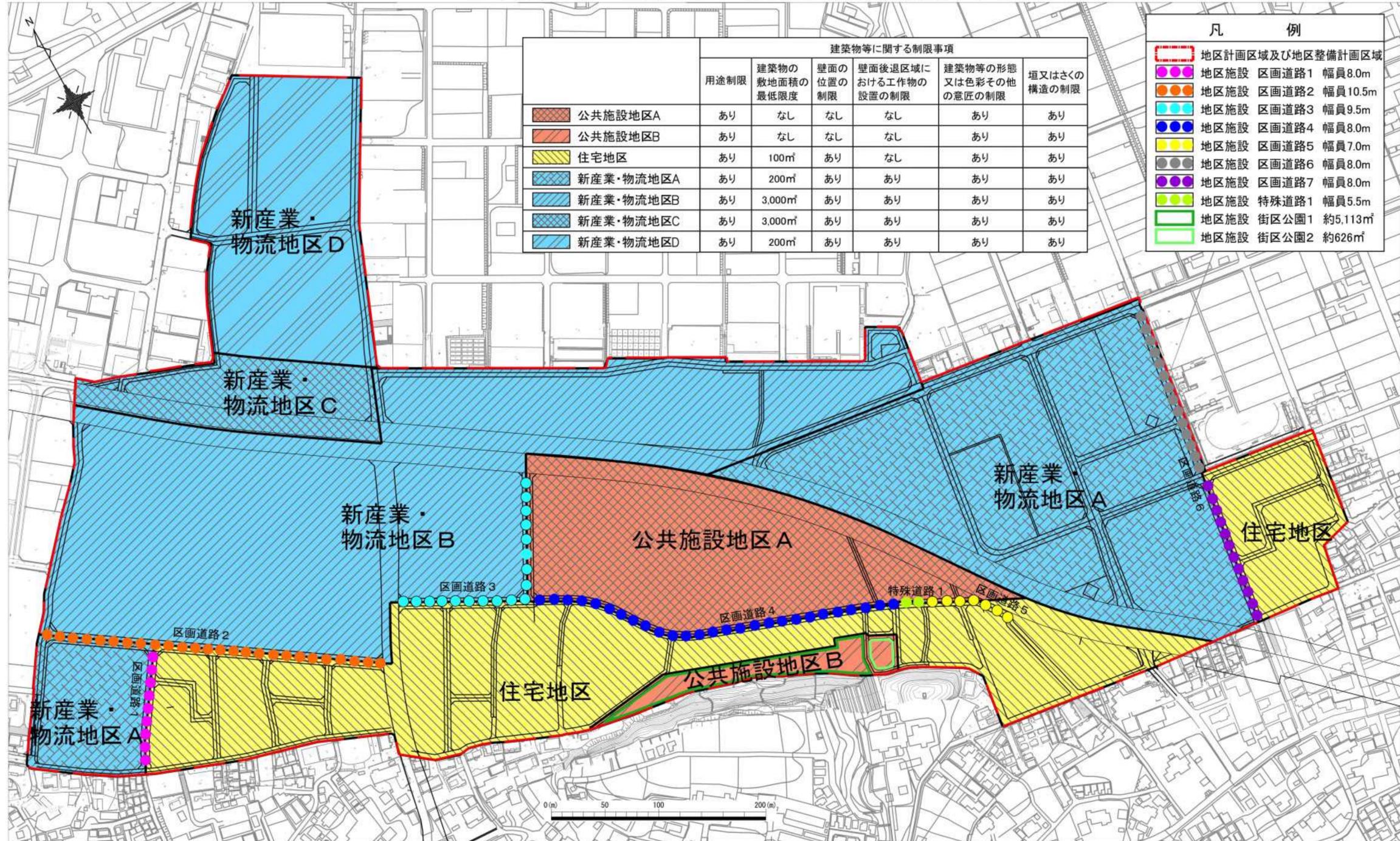


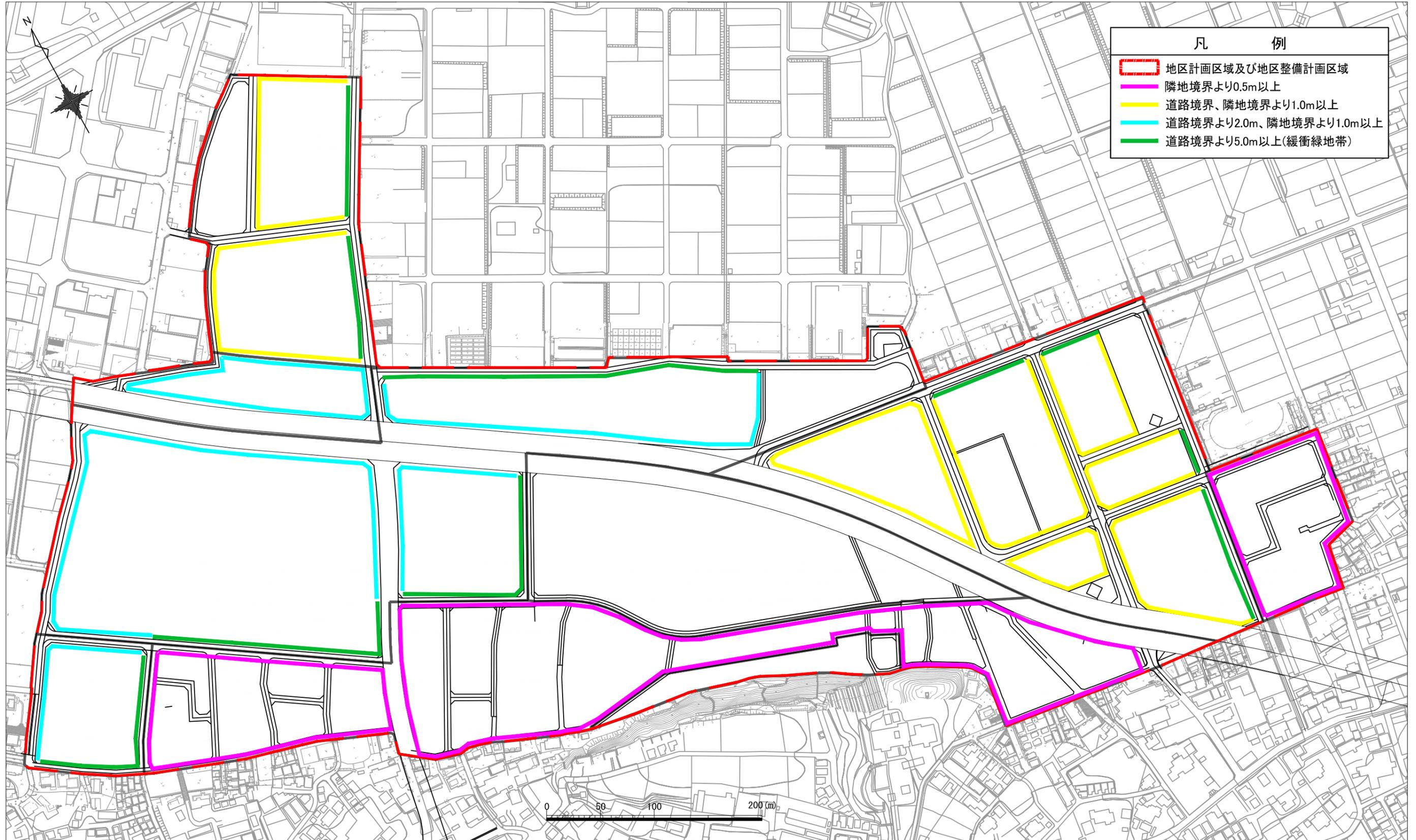
### 和光北インター東部地区 計画図（地区整備計画図）



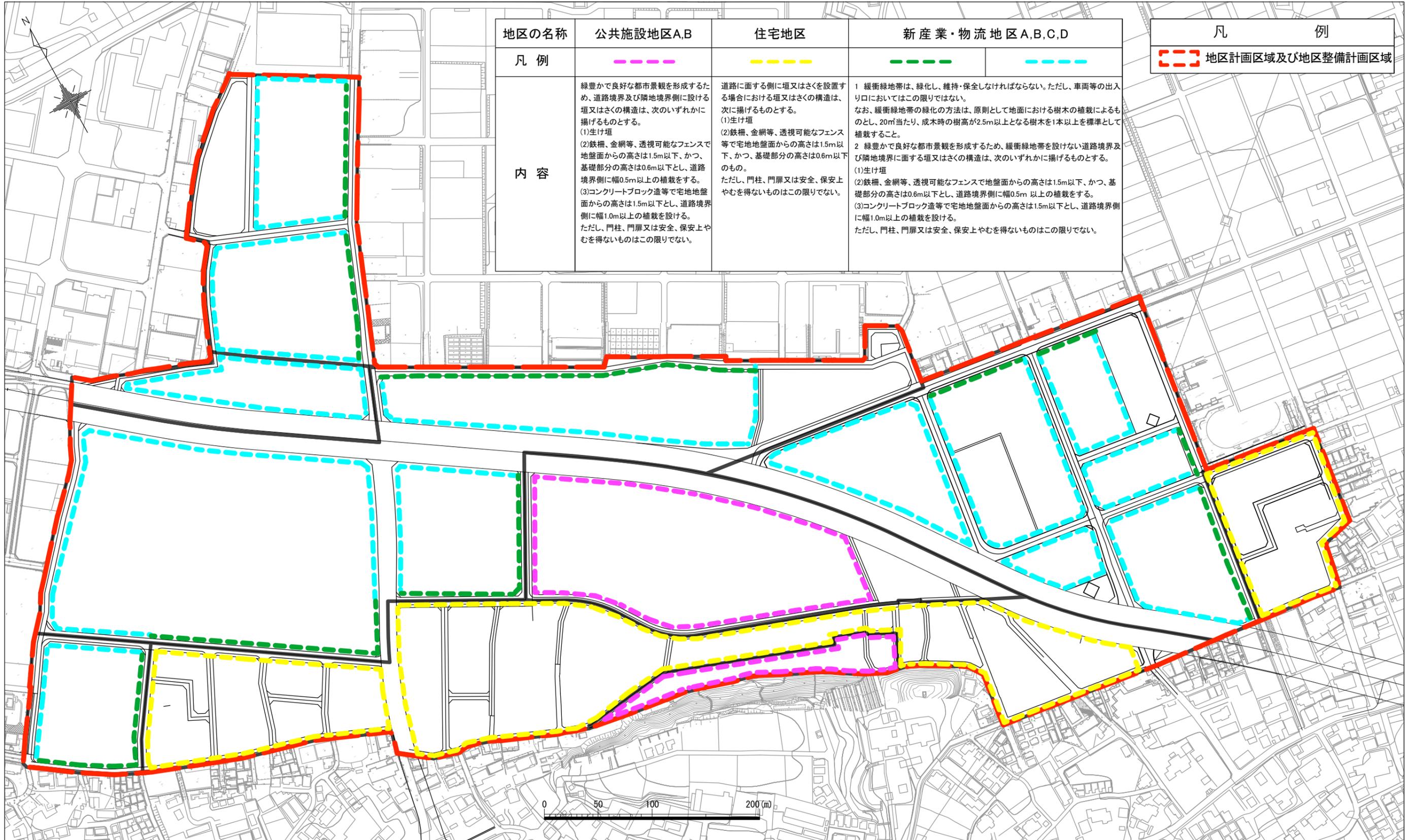
	建築物等に関する制限事項					
	用途制限	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	壁面後退区域における工作物の設置の制限	建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	垣又はさくの構造の制限
公共施設地区A	あり	なし	なし	なし	あり	あり
公共施設地区B	あり	なし	なし	なし	あり	あり
住宅地区	あり	100㎡	あり	なし	あり	あり
新産業・物流地区A	あり	200㎡	あり	あり	あり	あり
新産業・物流地区B	あり	3,000㎡	あり	あり	あり	あり
新産業・物流地区C	あり	3,000㎡	あり	あり	あり	あり
新産業・物流地区D	あり	200㎡	あり	あり	あり	あり

凡 例	
	地区計画区域及び地区整備計画区域
	地区施設 区画道路1 幅員8.0m
	地区施設 区画道路2 幅員10.5m
	地区施設 区画道路3 幅員9.5m
	地区施設 区画道路4 幅員8.0m
	地区施設 区画道路5 幅員7.0m
	地区施設 区画道路6 幅員8.0m
	地区施設 区画道路7 幅員8.0m
	地区施設 特殊道路1 幅員5.5m
	地区施設 街区公園1 約5,113㎡
	地区施設 街区公園2 約626㎡

# 和光北インター東部地区 壁面の位置の制限



# 和光北インター東部地区 垣又はさくの構造の制限



地区の名称	公共施設地区A,B	住宅地区	新産業・物流地区A,B,C,D
凡例	-----	-----	-----
内容	<p>緑豊かで良好な都市景観を形成するため、道路境界及び隣地境界側に設ける垣又はさくの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)生け垣</p> <p>(2)鉄柵、金網等、透視可能なフェンスで地盤面からの高さは1.5m以下、かつ、基礎部分の高さは0.6m以下とし、道路境界側に幅0.5m以上の植栽をする。</p> <p>(3)コンクリートブロック造等で宅地地盤面からの高さは1.5m以下とし、道路境界側に幅1.0m以上の植栽を設ける。</p> <p>ただし、門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものはこの限りでない。</p>	<p>道路に面する側に垣又はさくを設置する場合における垣又はさくの構造は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)生け垣</p> <p>(2)鉄柵、金網等、透視可能なフェンス等で宅地地盤面からの高さは1.5m以下、かつ、基礎部分の高さは0.6m以下のもの。</p> <p>ただし、門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものはこの限りでない。</p>	<p>1 緩衝緑地帯は、緑化し、維持・保全しなければならない。ただし、車両等の出入り口においてはこの限りではない。</p> <p>なお、緩衝緑地帯の緑化の方法は、原則として地面における樹木の植栽によるものとし、20㎡当たり、成木時の樹高が2.5m以上となる樹木を1本以上を標準として植栽すること。</p> <p>2 緑豊かで良好な都市景観を形成するため、緩衝緑地帯を設けない道路境界及び隣地境界に面する垣又はさくの構造は、次のいずれかに掲げるものとする。</p> <p>(1)生け垣</p> <p>(2)鉄柵、金網等、透視可能なフェンスで地盤面からの高さは1.5m以下、かつ、基礎部分の高さは0.6m以下とし、道路境界側に幅0.5m以上の植栽をする。</p> <p>(3)コンクリートブロック造等で宅地地盤面からの高さは1.5m以下とし、道路境界側に幅1.0m以上の植栽を設ける。</p> <p>ただし、門柱、門扉又は安全、保安上やむを得ないものはこの限りでない。</p>

凡例
----- 地区計画区域及び地区整備計画区域